

(仮称)京都市学校給食センター整備運営事業に関する
客観的な評価結果の公表について

京都市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、(仮称)京都市学校給食センター整備運営事業を実施する民間事業者を選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により客観的な評価を次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 11 日

京都市長 松井 孝治

(仮称) 京都市学校給食センター整備運営事業に関する
客観的な評価結果

1. 事業の概要

1.1. 事業名

(仮称) 京都市学校給食センター整備運営事業 (以下「本事業」という。)

1.2. 事業に供される公共施設の種類

学校給食センター

1.3. 公共施設等の管理者の名称

京都市長 松井 孝治

1.4. 事業の目的

令和 5 年 1 月、共働き世帯の増加や、家庭環境の変化等を踏まえ、国において、次元の異なるレベルでの子育て支援・少子化対策の取組を推進することが示されたことを受け、京都市(以下、「市」という。)では、子育て環境を一層充実させ、子どもたちの健やかな育ちと学び、子育て家庭の支援のため、全員制中学校給食の実施に向けた検討に着手し、令和 5 年 11 月に決定した「全員制中学校給食の実施に係る「基本的な考え方」について」において、給食センター方式の導入による全員制中学校給食の実施を表明した。

本事業は、設計・建設・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な施設整備や運営環境の創出ができる民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)(以下 PFI 法という。)に基づく事業手法を導入することで、市の財政負担の縮減を図りつつ、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

1.5. 事業の概要

PFI 法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本件施設等を設計及び建設し、竣工後は市に本件施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る本件施設の維持管理業務及び運営等業務を実施する BTO (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

1.6. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 25 年 7 月末日までとする。

1.7. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

(1) 設計・建設業務

- ① 事前調査業務
- ② 既存構造物の解体撤去業務
- ③ 設計業務

-
- ④ 建設業務
 - ⑤ 配膳室新設・改修業務
 - ⑥ 工事監理業務
 - ⑦ 調理設備調達業務
 - ⑧ 調理備品調達業務
 - ⑨ 食器・食缶等調達業務
 - ⑩ 事務備品調達業務
 - ⑪ 近隣対応・周辺対策業務
 - ⑫ 各種許認可申請等の手続業務
 - ⑬ 竣工検査及び引き渡し業務
 - ⑭ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(2) 開業準備業務

- ① 各種設備・備品等の試運転
- ② 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- ③ 各種マニュアルの作成
- ④ 開業準備期間中の施設の維持管理
- ⑤ 本件施設等及び運営備品の取扱いに対する習熟
- ⑥ 従業員等の研修
- ⑦ 調理リハーサル
- ⑧ 配送リハーサル
- ⑨ 給食提供訓練業務
- ⑩ 内覧会・開所式の開催支援
- ⑪ 事業説明資料の作成
- ⑫ 映像紹介資料の作成
- ⑬ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 外構等保守管理業務
- ④ 調理設備保守管理業務
- ⑤ 事務備品保守管理業務
- ⑥ 清掃業務
- ⑦ 警備業務
- ⑧ 長期修繕計画作成業務
- ⑨ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(4) 運營業務

- ① 食品検収補助・保管業務

-
- ② 調理業務
 - ③ 配送・回収業務（本件施設への車両出入庫時の交通安全対策業務を含む）
 - ④ 洗浄・消毒等業務
 - ⑤ 配膳室における業務
 - ⑥ 廃棄物処理業務
 - ⑦ 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務を含む。）
 - ⑧ 配送車維持管理業務
 - ⑨ 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
 - ⑩ 食育推進促進業務
 - ⑪ 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
 - ⑫ その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運営業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- ① 食品調達業務
- ② 食品検収指示業務
- ③ 献立作成業務
- ④ 栄養管理業務
- ⑤ 調理指示業務
- ⑥ 給食費徴収管理業務
- ⑦ 食数調整業務
- ⑧ 広報業務（見学者対応を含む。）
- ⑨ 食育業務

1.8. 事業の実施スケジュール（予定）

- | | |
|--------------|---|
| ア 事業契約締結 | 令和7年10月 |
| イ 設計・建設期間 | 令和7年10月～令和10年6月（約32か月間）
ただし、配膳室の新設・改修に係る業務は、市から別途指示がない限り、令和12年3月までとする。 |
| ウ 本件施設の所有権移転 | 令和10年6月
ただし、配膳室は、竣工後に速やかに市に引き渡す。 |
| エ 開業準備期間 | 令和10年7月～令和10年8月（約2か月間） |
| オ 維持管理・運営期間 | 令和10年8月下旬～令和25年7月（約14年間11か月） |

2. 事業者の選定経過

2.1. 概要

本事業における事業者の選定にあたっては、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 に基づき、サービスの対価の額、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」とした。

この「総合評価一般競争入札方式」による入札公告を、令和 7 年 1 月 31 日に行ったところ、2 グループから入札参加資格審査書類の提出があり、市は入札参加者が備えるべき参加資格要件（入札説明書に規定されている要件）の確認を行った結果、全てのグループの入札参加資格が認められることを確認した。

【入札参加表明者】

- ・ジーエスエフグループ
- ・東洋食品グループ

ただし、ジーエスエフグループは、令和 7 年 6 月 2 日に入札を辞退した。

令和 7 年 6 月 2 日に 1 グループから入札書及び提案書類の提出を受け、提案内容を審査するため設置した京都市学校給食センター整備運営事業検討委員会（以下、「検討委員会」という。）において、落札者決定基準等に基づく審査が行われ、東洋食品グループが最優秀提案者として選定された。

市は、検討委員会による最優秀提案者の選定結果に基づき、令和 7 年 7 月 11 日に東洋食品グループを落札者として決定した。

落札者：東洋食品グループ

落札価格：39,758,738,490 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

43,689,933,969 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

【入札参加者の構成】

事業者グループ名	代表事業者	構成員
東洋食品グループ	株式会社東洋食品	株式会社フジタ（構成事業者） 三和建設株式会社（構成事業者） 株式会社岡野組（構成事業者） 株式会社オーエンス（構成事業者） 株式会社エス・ティ・アイ（構成事業者） 株式会社アイホー（構成事業者） 日本調理機株式会社（構成事業者） NEC キャピタルソリューション株式会社（構成事業者） 株式会社類設計室（協力事業者） 株式会社生研（協力事業者）

【検討委員会の委員】

氏名	所属・役職等
北詰 恵一	関西大学 環境都市工学部 教授 (本検討委員会 委員長)
小林 由香	清心税理士法人 御池事務所 税理士
近本 智行	立命館大学 理工学部 建築都市デザイン学科 教授
中山 玲子	京都女子大学 副学長 (名誉教授)
松島 格也	京都大学 防災研究所 特定教授

【入札・事業者選定の経緯】

日程		内容
令和 7年	1月31日 (金)	特定事業の選定の公表
	1月31日 (金)	入札公告及び入札説明書等の公表
	2月7日 (金)	現地見学会 (本件施設用地)
	2月21日 (金)	入札説明書等に関する質問受付期限
	3月14日 (金)	入札説明書等に関する質問に対する回答期限
	2月10日 (月) ～3月27日 (木)	現地見学会 (配膳室整備対象校)
	4月1日 (火) ～4月4日 (金)	個別対話の実施
	4月18日 (金)	入札参加資格審査書類の受付期限
	4月25日 (金)	入札参加資格審査結果の通知
	6月2日 (月)	入札及び提案書の受付期限
	7月3日 (木)	提案書に関するヒアリング (プレゼンテーションを含む)
	7月11日 (金)	落札者の決定及び公表

2.1. 検討委員会における審査の経過及び審査結果

「(仮称)京都市学校給食センター整備運営事業 審査講評」参照

3. 選定事業者の事業計画に基づく財政負担額の比較

本事業において、市が自ら実施する場合の財政負担額と、事業者の提案に基づき PFI 方式により実施する場合の財政負担額の比較を行った。

3.1. 比較結果

上記条件による比較の結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、事業者の提案に基づく PFI 方式により実施する場合には、事業期間中の財政負担額 (現在価値換算) について約 8.8%の縮減が達成されることとなった。